

令和 7 年 度

泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

泉大津市監査委員

泉大監第33号

令和8年8月26日

泉大津市長 南 出 賢 一 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 丸 谷 正八郎

令和7年度泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	5
第 2	審査の期間	5
第 3	審査の方法	5
第 4	審査の結果	6
1	財政健全化判断比率	
(1)	総合意見	6
(2)	個別意見	6
(3)	是正改善を要する事項	7
2	資金不足比率	
(1)	総合意見	9
(2)	個別意見	9
(3)	是正改善を要する事項	10
資料		
	健全化判断比率の状況	11
	連結実質赤字比率等の状況	12
	実質公債費比率の状況	13
	将来負担比率の状況	14
	経常収支比率の状況	15
	資金不足比率に関する算定様式	16

令和7年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 令和7年度決算に基づく財政健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

2 令和7年度決算に基づく資金不足比率

水道事業会計

下水道事業会計

病院事業会計

3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和8年7月23日から令和8年8月25日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類により照合を行い、必要に応じて関係当局者から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 財政健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された下記の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.54 (11.25～15.0)	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.54 (16.25～20.0)	30.00
③ 実質公債費比率	6.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	45.1	350.0	—

注：①②の早期健全化基準については、()内の範囲で市町村の財政規模により変動する値となる。

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

一般会計等を対象とする当年度の実質赤字比率は黒字計上のため数値として表示していない。実質赤字比率は▲1.66％で前年度▲1.21％より0.45

ポイント上回っている。

(実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ② 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率）

一般会計、特別会計、公営企業会計を含む全会計を対象とした当年度の連結実質赤字比率も黒字計上のため数値として表示していない。

当年度の連結実質赤字比率は、▲15.32%となり前年度比率▲18.26%より2.94ポイント悪化し、連結の実質収支額は2,932,913千円の黒字となり、前年度の連結実質黒字額3,386,418千円と比較すると453,505千円減少している。

(連結実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ③ 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合等を含む当年度の実質公債費比率（3カ年平均）は6.1%となっており、前年度7.4%より1.3ポイント下回っていることから良化しており、早期健全化基準の25.0%より下回っている。

- ④ 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合、地方公社、第三セクター等を含む当年度の将来負担比率は45.1%となり、前年度44.6%より0.5ポイント上回り若干悪化はしているものの、早期健全化基準の350.0%は下回っている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

健全化判断比率の各指標は一見、健全であることを示しているが、經常収支比率は 102.4%（前年度比+1.6 ポイント）と 100%を超過して悪化しており、經常的収入で經常的経費を維持できない構造が固定化しつつある。

今後は社会保障関連経費（扶助費等）の増加や、一斉に更新期を迎える公共施設の再編・長寿命化工事など、膨大な財政需要が控えている。表面的な指標の健全性を楽観視することなく、既存事業の厳格な見直しと計画的な投資管理による財政体質の再構築を強く望むものである。

2 資金不足比率(地方公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率)

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	令和7年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	6.6	

(2) 個別意見

① 水道事業会計

資金剰余額が 2,643,897 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

② 下水道事業会計

資金剰余額が 359,473 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

③ 病院事業会計

資金不足額が 1,062,389 千円となり、資金不足比率は 6.6%となる。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計については、令和3年度から令和5年度までは資金不足が生じていなかったが、令和6年度に再び資金不足に転じた。単独会計として極めて厳しい経営状況にあり、今後、資金不足比率が経営健全化基準（20％）以上となった場合には、法に基づく経営健全化計画の策定・公表、および確実な経営改善が義務付けられることになる。

市立病院においては、抜本的な経営改善を目指し、令和6年12月に「泉大津市立周産期小児医療センター」及び「泉大津急性期メディカルセンター」として再編し、指定管理者制度を導入した急性期メディカルセンターについては経営改善が図られている一方で、周産期小児医療センターにおいては、当初の計画の目標を達成できていない状況である。このまま推移すれば、近い将来、資金不足比率が経営健全化基準を超過し、病院運営の継続が困難になることが危惧される。

こうした状況を鑑み先般、周産期小児医療センターについても公設公営から公設民営へ経営形態を見直すため、指定管理者制度へ変更する方針が示されたところであるが、今後は指定管理者のもとで抜本的な経営体制の見直を図り、早急な収支改善の実現を強く望むものである。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
272060	大阪府	泉大津市	—	—	6.1	45.1

(単位:%)

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.54	17.54	25.0	350.0
19,138,095	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(単位:%)

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一般会計		318,364	1.7
土地取得事業特別会計		0	
一般会計等に属する特別会計			
小 計		318,364	1.7
標準財政規模		19,138,095	100.0
実質赤字比率 (%)		-1.66	※

	会 計 名	実質収支額
一 公営企業に属する特別会計のうち 一般会計等以外の特別会計のうちの 企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	31,985
	介護保険事業特別会計	584,186
	後期高齢者医療特別会計	57,397

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会 計 名		資 金 不 足 ・ 剰 余 額	(分母比)
法 適 用 企 業	泉大津市病院事業会計	-1,062,389	-5.6
	泉大津市水道事業会計	2,643,897	13.8
	泉大津市下水道事業会計	359,473	1.9
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外		
	宅 地 造 成 事 業		
合 計		2,932,913	15.3
標準財政規模(再掲)		19,138,095	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-15.32	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和7年度決算)

(単位：千円)

① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算定した 「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当り の元金償還金 (年割相当額) (3①表「ウ」欄の 数値を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て た認められる 繰入金(3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一括事務組合等 の起こした地方 債に充てた認め られる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に充てる 債務負担行為の 関係のもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 従事費旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に 係るものは、地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る)
令和5年度	2,563,747		1,340,884	112,373	365,998		816,815	555,627	1,624,177	198,541
令和6年度	2,581,651		1,368,166	113,691	42,449	370	867,272	580,890	1,583,939	218,668
令和7年度	2,562,828		1,544,647	130,868	43,119	123	969,618	602,689	1,538,127	248,373

⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和5年度	13,142,220	4,562,662		令和5年度	7.86224
令和6年度	13,354,013	5,097,364		令和6年度	5.29573
令和7年度	13,735,082	5,403,013		令和7年度	5.50948
					6.1

(参考)

① P.F.事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	② いわゆる五省協定 等により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行なった債務負担 行為に係るもの(省 令第7条第2号)	③ 国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	④ 地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	⑤ 社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	⑥ 損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	⑦ 地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の支 出に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	⑧ その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	⑨ 利子補給に係るもの (政令第12条第 4号)
令和5年度	42,015						323,983	
令和6年度	42,449							
令和7年度	43,119							

将来負担額

(単位:千円)									
地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方独立行政法人			
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)	連結実質 赤字額
27,947,722	405,635	20,922,887	1,093,970	3,142,962	0	0	0	0	0
167	2	125	7	19					

(分母比)

充当可能財源等

(単位:千円)			
充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
9,395,845	8,174,535	8,010,674	28,375,335
56	49	48	169

(分母比)

将来負担額 A	充当可能財源等 B	A - B	将来負担比率 (%)
53,513,176	45,945,715	7,567,461	45
320	274		
			45.1
標準財政規模 C	算入公債費等の額 D	C - D	
19,138,095	2,389,189	16,748,906	100
114	14		

参 考

経常収支比率の状況【令和7年度決算】

経 常 収 支 比 率	102.4 %
-------------	---------

- ・ 経常収支比率 … 普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標

- 16 -